

発出年月日	事業者名	事業の種類	処分等の種類	違反行為の概要	処分等の内容
令和5年9月20日	Akita OW Service 株式会社	人の運送をする 不定期航路事業	輸送の安全確保に関 する指導	令和5年6月28日に運航管理監査を実施した ところ、海上運送法に基づく届出をせずに事業 を変更し運航を行っていたこと等が確認され た。	<p><令和5年10月20日までに以下の改善措置を文書により報告すること></p> <p>①経営トップは、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全を確保するため、海上運送法をはじめ、関係法令 及び安全管理規程の遵守について、主体的に関与し、安全マネジメント態勢を適切に運営すること。</p> <p>②安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、関係法令の遵守を社内へ徹底し、安全管理規程の遵守を 確実にすること。</p> <p>③運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、 安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。</p> <p>④船長は、安全管理規程第30条及び運航・作業基準第10条に基づき、運航・作業基準に定める地点に達したと きは、運航管理者又は運航管理補助者に地点名等の事項を連絡すること。</p> <p>⑤船長は、安全管理規程第30条及び運航・作業基準第11条に基づき、入港30分前となったときに、運航管理 者又は運航管理補助者に入港予定時刻等の事項を連絡すること。</p> <p>⑥船長と運航管理者又は運航管理補助者は、安全管理規程第30条及び運航・作業基準第12条に基づき、運航・ 作業基準に定める方法により連絡を行うこと。</p> <p>⑦安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第54条に基づき、経営トップの支援を得て事故処理に関す る訓練を年1回以上実施するとともに、運航管理者は、同規程第55条に基づき、その概要を記録簿に記録す ること。</p> <p>⑧運航管理者は関係者に対し、地震防災対策基準第18条に定める地震防災に関する教育及び訓練を計画的に実 施し、その概要を記録簿に記録すること。</p> <p>⑨経営トップは、安全管理規程第20条に基づき、安全管理規程（各基準を含む）について関係の責任者の意見 を参考とした上で見直しを検討し、変更を決定した場合は速やかに東北運輸局へ届け出ること。</p>